

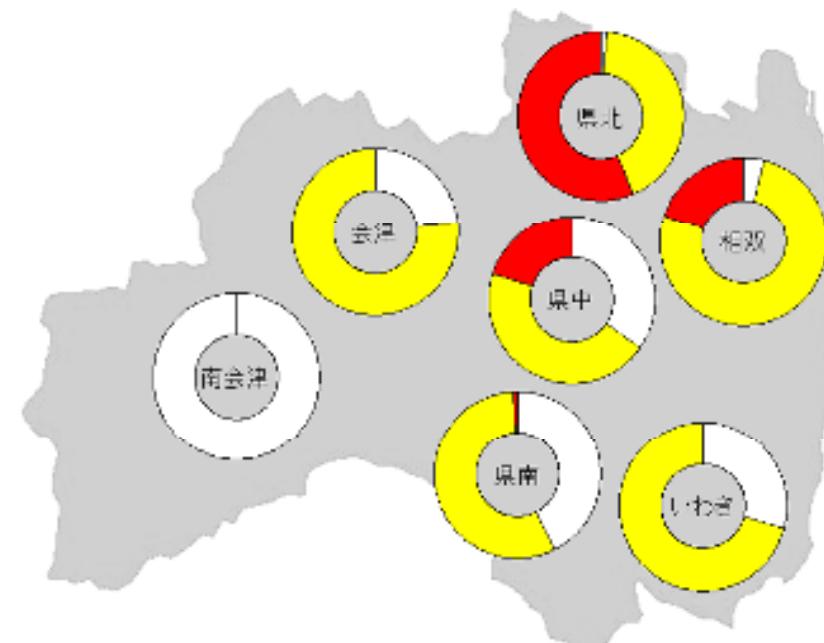
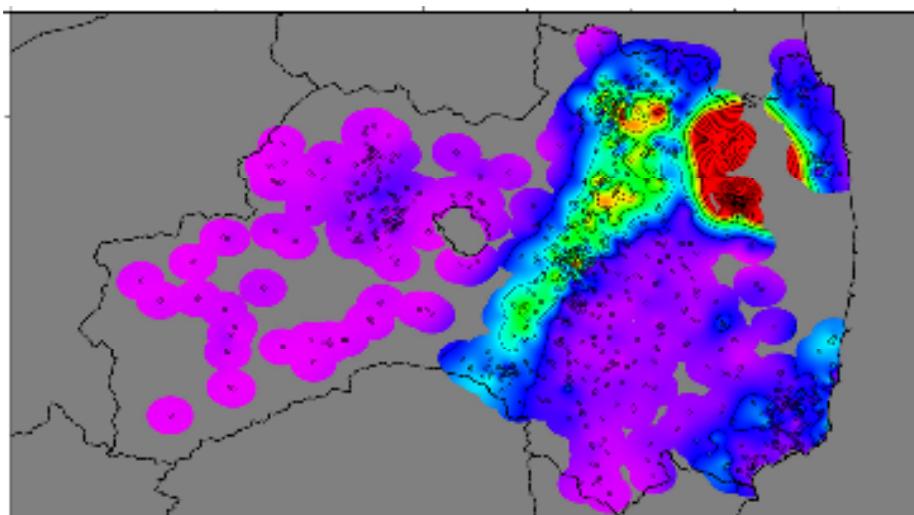
緊急セミナー：国際専門家からみた
子ども20ミリシーベルト問題
2011年6月1日(水)18:15～20:00
於：参議院議員会館 B107

子ども「20ミリシーベルト」問題

福島の子どもたちを放射能から守れ！

福島老朽原発を考える会 阪上 武

市町村	調査校	調査場所		測定値 (cpm)
		測定ポイント		
福島市	A	グランド	3,100	
		芝生	3,000	
		側溝(U字溝)	13,000	
		遊具の下の地面	2,600	
		池	500	
	B	遊具の下の地面	1,000	
		池	1,100	
	C	グランド	1,100	
		芝生	3,000	
		側溝(グレーティング)	2,300	
		遊具の下の地面	3,900	





進言書

小中学校等での授業中止及び学童疎開ならびに除染等の措置について

この際、私たち原発震災復興・福島会議は以下の進言をいたしますので、子供たちの健やかな学校生活のため、お聞き入れくださいますようご検討を切にお願いいたします。なお、当会議では福島県に対し、必要な財政措置を国に求めるよう併せて進言いたします。

- 1、少なくとも、「管理区域」基準に相当する $0.6 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線が観測された学校等の授業を中止する
- 2、全学校等を対象に施設全般の外部線量・放射能濃度・放射能表面密度など詳細調査を行うと同時に、授業再開が一定期間以上困難と判断される学校等では、子どもたちの学童疎開を速やかに進め、教育を受ける権利を確保する
- 3、詳細調査の結果、「管理区域」基準を超える外部線量・放射能濃度・放射能表面密度がある場合は除染等の必要な措置を行う
- 4、授業を中止した学校等では、当該校等が「管理区域」基準を下回ったことを確認した後に授業を再開する

(参考)

平成23年4月19日
文部科学省・厚生労働省

避難区域等の外の地域の学校等の校舎・校庭等の利用判断に係る暫定的考え方

ICRP(国際放射線防護委員会)の「非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベル」 $1\sim 20\text{mSv}/\text{y}$ を暫定的な目安として設定し、今後できる限り、児童生徒の受ける線量を減らしていくことを指向

3. $7 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の福島県内の学校等(52校・園)について詳細な再調査を実施。

$$(3.8 \mu\text{Sv}/\text{h} \times 8\text{時間} + 1.52 \mu\text{Sv}/\text{h} \times 16\text{時間}) \times 365\text{日} \approx 20\text{mSv}/\text{y}$$

屋外
屋内(木造家屋)
再調査の結果

3. $8 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上(対象13校・園/3500人)



校庭及び屋外活動の制約

例:屋外活動は1日あたり1時間以内
教壇の利用は控える(教・保)

3. $8 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満



特段の制約なし

積算線量計等により、継続的なモニタリングを実施し、随時評価の上、制限措置を解除*。夏季休業終了までの期間(おおむね8月下旬)をめどに見直し

* 再調査と同様の調査を毎週行い、 $3.8 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を下回り、さらに、翌日以降改めて調査し、再度 $3.8 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を下回っていることを確認できれば制限解除

三春町の教育委員会 4月20日付 保護者あて文書

「町内の教育施設では、国や県から、校庭等における教育活動の安全基準が出されるまで、**屋外活動を控えてまいりました**。昨日、文部科学省から「校庭・園庭の利用判断に関する考え方及び基準」が示されました

町内保育所、幼稚園、小・中学校は、「特段の制約なし」ということですので**園庭(庭)での活動や校庭での体育の授業、部活動等を行うことにします**。

今まで国、県、県のアドバイザーが安全だというのを信じて逃げたい気持ちを抑えて仕事を続けてきました。2人の子供も福島市内で保育園と小学校に通っております。1ミリから20ミリシーベルトへ安全基準の引き上げに非常におどろきました。私の子供は私が守らなくてはと思い知らされました。

子供を持つ親は自分も子供を連れて避難したいとみんな思っているのです。学童疎開、無理なら授業停止もいい、なにか職場に対して公然と避難の理由となるものがほしいです。みんなきっかけを待っているのです。

子供を守るために、避難してもまたいつか福島に希望を持って戻ってこれるように。お父さん、お母さん、立ち上がりましょう。私達が動かなくては誰も子供達を守ってくれないので。

投稿: 福島市:二児の母







2011年6月27日

声明

文科省：当面の対応として「今年度、年間1ミリシーベルト以下を目指す」
「子ども年20ミリシーベルト暫定基準」事実上断念
福島の父兄たち、市民運動が勝ち取った大きな一步
一方、文科省の発表は多くの問題と課題を残す

1. 「今年度1ミリシーベルト以下を目指す」について

- ・事務機器からの被ばく量で年間1ミリシーベルト以下を目指すべき。また、学校外における被ばく量も含めるべき。
- ・さらに、既に1ミリシーベルトを超えている学校については、表土除去だけではなく、学童避難など、あらゆる被ばく低減策を実施すべき。
- ・この1ミリシーベルトには、学校給食などによる内部被ばくは含まれていません。これも考慮にいれるべき。
- ・内部被ばくに関しては、モニタリングの対象とすべき。

2. 財政支援を、土壤の汚染低減措置に限っていることについて

- ・授業停止、学童避難、避難などあらゆる被ばく低減策について、これらを実行に移す具体的な措置を示し、財政支援を行うべき。

「当面の対応」では、国による財政支援を土壤の汚染低減措置に限っています。

3. 土壤の汚染低減化を1マイクロシーベルト以上に削減していることについて

- ・土壤の汚染低減化は1マイクロシーベルト未満であっても必要です。年間1ミリシーベルトの被ばく以下になるよう土壤の汚染を除去するべき。
- ・除去した土壤については、東電と国が責任で管理すべき。